

仙台市学校給食献立システム開発・運用保守業務委託に係るプロポーザル評価基準

1. 審査基準

各評価項目については、提案内容の優劣に応じて下表のとおり A から E までの 5 段階の評価を行います。評価項目の配点に対して、それぞれの評価に応じた係数を乗じ、その結果を評点とします。なお、評点の合計が 100 点に満たない場合は、選定の対象外とします。

評 価		係 数
A	優れている	×1.0
B	やや優れている	×0.75
C	一般的である	×0.5
D	やや劣っている	×0.25
E	劣っている	×0

2. 評価項目

企業に関する評価 2 項目（配点 20 点）、システムに関する評価 3 項目（配点 110 点）、業務実施体制に関する評価 2 項目（配点 40 点）、及びコストに関する評価 1 項目（配点 30 点）の計 8 項目（配点合計 200 点）とします。詳細は下表のとおりです。

評価項目		評価の着眼点	配点
企業に関する評価	会社概要及び取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況の健全性等に関して、財務諸表など客観データから伺え、本業務が継続的かつ安定的に実施されるものと見込まれるか。 本業務の目的及び内容を十分理解し、明確に取組方針が示されているか。 これまでの企業活動実績から、学校給食やその他の栄養管理に関する考え方や理解の深さが伺えるか。 	10
	業務受託実績	<ul style="list-style-type: none"> 他都市等への献立システム導入実績より、本業務を受託する際の信頼性や確実性が見込まれるか。 	10

システムに関する評価	献立システムの全体像	<ul style="list-style-type: none"> ・導入するパッケージソフトの概要、機能、特徴などが具体的に示され、本市の想定するネットワーク環境に適合し、本市が求めるシステムを構築できる提案内容となっているか。 ・導入するパッケージソフトについて、献立作成作業を効率的に行うために有用な機能等が一定以上搭載されていると認められるか。 ・制度改正等によりシステムに修正を加える必要が生じた際の対応について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・端末の故障等によるデータ喪失への備えや情報セキュリティ確保への対策について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 ・食物アレルギー対応食への対応を考慮したシステムとなっており、その内容について具体的かつ優れた提案がなされているか。 	40
	献立システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・単独調理校及び学校給食センター（以下「各施設」という）それぞれの業務の流れに対応する機能について、本市が示す業務内容に適合する具体的かつ優れた提案が、それぞれになされているか。 ・本市が使用するデータの集約機能について、仕様書記載事項のほか提案も含めて、合理的な処理が行われるものと認められるか。 ・EUC（End User Computing：一般ユーザーがデータベース内の任意のデータを活用し統計データを得る手法）に関して、本市において有効に活用できる具体的かつ優れた提案がなされているか。 	40
	機能要件への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件確認表のほとんどの機能が本業務委託の中で実現可能であるか。 ・対応不可能とされた項目について、代替手段が提案されており、その内容が本市の業務内容に適合する優れた提案がなされているか。 	30

業務実施体制に関する評価	導入時の作業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・導入スケジュールについて、内容に無理がなく具体的であり、学校現場や給食センター等における職員の作業負担軽減などに配慮された提案がなされているか。 ・各種作業、研修等について、具体的かつ優れた内容となっており、受託者と本市の役割分担も含め、実現可能な提案がなされているか。 ・本業務委託期間中の受託者の作業体制が明確に示されており、かつ、各施設からの問い合わせに対応できる体制となっているか。 	20
	導入後の保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・保守業務の受託者の保守体制が明確に示されており、かつ、各施設からの問い合わせに対応できる体制となっているか。 ・障害発生時に迅速にシステムを復旧し業務が継続できるように、障害対応手順等が明確であるか。 	20
費用に関する評価	導入経費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格が予定価格の範囲内であり、かつ、対応可能な機能（パフォーマンス）とのバランスが適正な見積額であると認められるか。 ・運用・保守の費用見積もり（令和6年度以降の保守経費）について、妥当な見積額が提案されているか。 	30
合 計			200